

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2026 年 9 月 24 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
GMO コマース株式会社
代表取締役社長 山名 正人

当社は、2026 年 9 月 24 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員に対して下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

第 3 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

54,200 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 54,200 株とし、下記 3. (1) により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日における株式会社東京証券取引所での当社普通株式の普通取引の終値（当該日に取引が成立しない場合には、その直前の取引日における終値）とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2028年10月10日から2036年9月24日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、残額を資本準備金とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場していない場合、本新株予約権の行使はできない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定および相続はできない。
- ④ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども本新株予約権を行使することはできない。

ア 禁固以上の刑に処せられた場合

イ 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社並びに当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

ウ 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

エ 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

オ 以下に該当する場合

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。その後の改正を含む。）第2条において定義されるもの。）

(イ) 暴力団の構成員（準構成員を含み、以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者若しくは業務執行につ

- いて重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- (エ) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
- (オ) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
- (カ) 前各号に準ずる者
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026 年 10 月 9 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併等について株主総会（又は取締役会）の承認がなされた場合、及び新株予約権者が上記 3.（6）の行使条件を満たせなくなった場合、当社は本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、またはかかる株式交付の効力発生日が到来した場合は、当社は、当該日または別途当社が定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定する。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、組織再編行為の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2026年10月9日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社執行役員	1名	5,000個
当社従業員	12名	9,700個
当社子会社取締役	3名	31,000個
当社子会社執行役員	5名	8,500個

以上